

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年一月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

| | |
|---------|---|
| 路線名 | 県道深谷東松山線 |
| 供用開始の区間 | 東松山市大字市ノ川字西耕地五 三六番一地先から同市松山町三 丁目一一八九番六地先まで |
| 供用開始の期日 | 令和二年二月三日 |
| 備考 | 令和元年十月十一日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長一九七・六〇メートル。 |